

# 第65期 定時株主総会 招集ご通知

**開催日時** 2026年6月25日(木曜日)  
午前10時(受付開始 9時15分)

**開催場所** 滋賀県野洲市市三宅446番地1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

## 議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時40分まで

## 決議事項

---

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第2号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

証券コード：6229  
2026年6月9日

株主各位

滋賀県野洲市市三宅446番地1  
(登記本店所在地：滋賀県蒲生郡日野町大字大谷446番地の1)  
株式会社オーケーエム  
代表取締役社長 奥村晋一

## 第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト [https://www.okm-net.jp/ir/general\\_meeting.php](https://www.okm-net.jp/ir/general_meeting.php)

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「オーケーエム」又は証券「コード」に「6229」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

また、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において賛否を入力されるか、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくかのいずれかの方法により、2026年6月24日（水曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1：日 時 2026年6月25日（木曜日） 午前10時

2：場 所 滋賀県野洲市市三宅446番地1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

### 3：会議の目的事項

- 報告事項
1. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第65期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

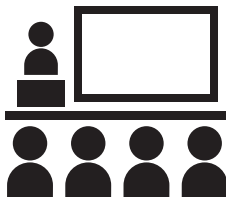
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ① 連結計算書類 ： 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- ② 計算書類 ： 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ③ 監査報告書 ： 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、会計監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書

- ◎ 株主総会ご出席の株主様への駐車場は若干はご用意しておりますが、数に限りがございますので、可能な限り公共交通機関でご来場賜りますよう、何卒ご協力をお願い申し上げます。
- ◎ 手話通訳や介助が必要な株主様は、通訳者や介助者を1名に限り同伴してご出席いただくことができます。  
ただし、通訳者や介助者が議決権を行使したり、質問をしたりすることはできませんので、ご了承ください。
- ◎ 車いすでのご来場の方には、係員が会場までご案内いたしますので、会場受付の係員にお申し付けください。また、会場施設にはバリアフリートイレを設置しております。
- ◎ 株主総会でご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会決議通知及び株主通信につきましては、当社ウェブサイトの掲載のみとし、書面による発送はいたしませんので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

### ■ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会開催日時** 2026年6月25日（木曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時15分)

### ■ インターネットによる議決権行使



後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

### ■ 郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2026年6月24日（水曜日）午後5時40分まで

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、以下の事項をご確認いただきまして、議決権を行使させていただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使期限

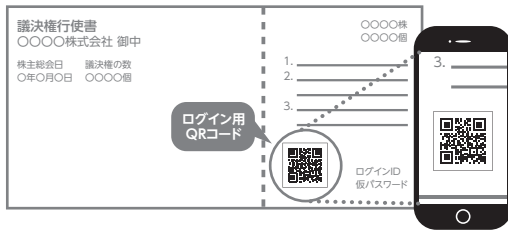
2026年6月24日（水曜日）午後5時40分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。）

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

### 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



### 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

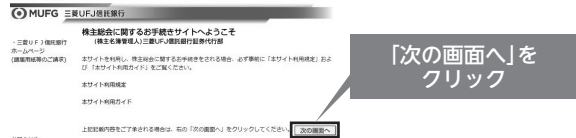
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

## ご注意事項

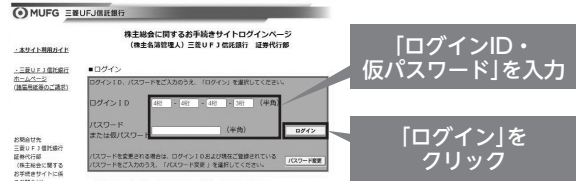
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



### 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



### 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、引き続き取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>おくむら しんいち 奥村 晋一 (1966年12月13日)</p> <p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</span></p>	<p>1997年4月 当社入社 2003年2月 当社品質保証部長 2006年7月 当社取締役生産統括本部長 2010年4月 当社取締役陸用営業本部長 2011年7月 当社取締役生産統括本部長 2015年4月 当社取締役生産統括本部長 兼 国際統括本部長 2016年10月 当社取締役国際統括本部長 2017年6月 当社常務取締役管理統括本部長 兼 国際統括本部長 2018年4月 当社常務取締役管理統括本部長 2019年6月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長 2021年4月 当社取締役副社長執行役員 営業・国際統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 該当事項はありません</p>	2,030株
<p><b>【選任の理由】</b> 同氏は、生産統括本部長、国際統括本部長、管理統括本部長を務めるなど生産・国際・経営管理部門等を歴任し、2021年6月より代表取締役として会社経営全般に寄与しております。経営者としての経験と幅広い知識を有しているため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">きだ きよし 木田 清 (1962年3月30日)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>1986年4月 当社入社 2003年4月 当社大阪支店長 2009年7月 当社東京支店長 2018年4月 当社営業統括本部長 2018年6月 当社取締役営業統括本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員営業統括本部長 2021年4月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長 2026年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長 兼 営業統括本部管掌（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） 該当事項はありません</p>	23,490株
<p><b>【選任の理由】</b> 同氏は、営業統括本部長として長きに亘り営業全般を掌握するなど営業分野での豊富な経験と幅広い知見を有しております。また2021年4月からは管理統括本部長として経営管理全般を担当しており、コーポレート部門の強化を期待して、引き続き取締役候補者として選任いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	ふくち まさはる <b>福地 正晴</b> (1959年7月31日)  <b>再任</b>	1982年3月 当社入社 2003年4月 当社企画統括本部バルブ技術部長 2014年4月 当社生産統括本部滋賀工場長 兼 生産管理部長 2016年4月 当社生産統括副本部長 2016年10月 当社生産統括本部長 2017年6月 当社取締役生産統括本部長 2019年6月 当社取締役上席執行役員生産統括本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 滋賀事業所長 兼 生産統括本部長 2023年4月 当社取締役上席執行役員 滋賀事業所長 (開発・品証・生産統括本部管掌) 2024年4月 当社取締役上席執行役員 滋賀事業所長 (技術・品証・生産統括本部管掌) 2025年4月 当社取締役上席執行役員 滋賀事業所長 兼 技術本部長 (品証・生産統括本部管掌) (現任)  (重要な兼職の状況) 該当事項はありません	3,000株
<b>【選任の理由】</b> 同氏は、技術部長、滋賀工場長、生産統括本部長を歴任し、生産分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有しているため、引き続き取締役候補者として選任いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## 第2号議案 補欠監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、社外の監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役の選任をお願いするものであります。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
つじた もとこ 辻田 素子 (1964年2月20日)  社外	1988年4月 読売新聞大阪本社入社 2002年4月 静岡産業大学経営学部専任講師 2006年4月 龍谷大学経済学部准教授 2013年4月 京都市公契約審査委員会委員 2014年4月 龍谷大学経済学部教授(現任) 2015年6月 滋賀銀行社外取締役就任 2019年6月 滋賀銀行社外取締役退任 2019年6月 大阪府まち・ひと・しごと創生推進審議会委員	0株
<p><b>【選任の理由及び期待される役割の概要】</b> 同氏は経済学部の教授や産業振興の審議会委員を歴任するなど経済の専門家として高い見識を有しております。また民間企業の社外取締役の経験もあり、これらの経験から当社の経営全般に的確に助言いただくことが期待され、当社は社外監査等委員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 辻田素子氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は辻田素子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当社は、辻田素子氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額になります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。なお、当該補欠監査等委員である取締役候補者が監査等委員であ

- る取締役就任した場合、当該役員等賠償責任保険の被保険者に含まれる予定であります。
6. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。
- 以上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当社グループは、「独創的な技術」を軸に三方よしを追求する4つの社是のもと、パーパスである「いい流れをつくる。」の実現に取り組んでおります。さらに、2031年3月期に連結売上高200億円、営業利益20億円を目指す中長期ビジョン「Create200」を掲げ、持続的な成長と企業価値の向上を図っております。

2025年5月に公表した第2次中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）では、「既存領域の拡充」「海外市場の展開」「新領域への挑戦」の3つを基本戦略に掲げ、引き続き国内外における安定的な収益基盤の構築を図るとともに、グローバル市場で選ばれ続ける企業として持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

当連結会計年度における受注高は10,926百万円（前年同期比0.4%減）、売上高は11,114百万円（前年同期比6.5%増）となりました。

利益面におきましては、SaaS等のクラウド型システム導入に伴う通信費増加等の減益要因はあったものの、LNG（液化天然ガス）用バルブの収益性改善や高付加価値製品の販売増加等により、営業利益は1,295百万円（前年同期比65.3%増）、経常利益は1,287百万円（前年同期比73.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は798百万円（前年同期比44.3%増）となりました。

なお、新基幹システム導入に向けた取り組みの進捗状況等を総合的に評価し、計画を見直した結果、特別損失に契約解除損失98百万円、減損損失68百万円を計上しております。

### (2) 対処すべき課題

当社の翌連結会計年度の売上高は、当連結会計年度よりも上回って推移すると想定しております。

しかしながら、利益面におきましては、資材価格やエネルギーコストの高止まり、賃上げに伴う人件費の増加等の減益要因が予想されます。引き続き市場動向に注意を払いながら必要な施策を講じ、戦略的に経営を進めてまいります。

以上の状況を踏まえ、翌連結会計年度の業績につきましては、売上高は11,900百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は1,060百万円（前年同期比18.2%減）、経常利益は1,050

百万円（前年同期比18.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は730百万円（前年同期比8.6%減）を想定しております。

なお、これらの予想及び進捗は当社が現時点において入手可能な情報に基づき作成したものであり、様々な要因により変動する可能性を含んでおります。

当社グループは、「Create200 第2次中期経営計画」に則り、「既存領域の拡充」「海外市場の展開」「新領域への挑戦」の3つを基本戦略に掲げ、グループ一丸となって製品力・サービス力の向上に取り組むことにより、さらなる収益性の拡大、企業価値の向上に取り組んでまいります。

### (3) 設備投資の状況

当期中に実施しました設備投資の総額は325百万円であります。その主なものは日野工場の機械装置の取得及び長期前払費用の増加であります。

また、当事業年度において「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の長期前払費用について、導入に向けた取り組みの進捗状況等を総合的に評価し、計画の見直しを行い、帳簿価額を回収可能額まで減額しております。この結果、該当減少額68百万円を減損損失として特別損失に計上しました。

(4) 資金調達の状況  
重要な資金調達はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第62期 2023年3月期	第63期 2024年3月期	第64期 2025年3月期	第65期 2026年3月期
売上高 (百万円)	9,164	9,484	10,438	11,114
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	767	511	553	798
1株当たり当期純利益 (円)	169.77	113.02	122.20	178.42
純資産 (百万円)	9,209	9,615	10,312	10,792
総資産 (百万円)	12,574	12,598	13,163	13,331

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第62期 2023年3月期	第63期 2024年3月期	第64期 2025年3月期	第65期 2026年3月期
売上高 (百万円)	8,383	8,609	9,545	10,072
当期純利益 (百万円)	1,121	529	423	623
1株当たり当期純利益 (円)	248.21	117.21	93.42	139.36
純資産 (百万円)	8,434	8,811	9,078	9,273
総資産 (百万円)	11,524	11,576	11,589	11,508

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

- (6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な 事業内容
OKM VALVE (M) SDN.BHD.	7,500千RM	100%	バルブ 製造販売
奥村閥門（江蘇）有限公司	47,000千元	100%	バルブ 製造販売

③ 企業結合の成果

上記に記載のとおり連結対象子会社は2社であります。

当期の連結売上高は11,114百万円（前年同期比6.5%増）であり、親会社株主に帰属する当期純利益は798百万円（前年同期比44.3%増）であります。

なお、各海外連結子会社につきましては2025年12月末の決算数値によっております。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社はバルブの製造、販売を主要な事業としております。

(12) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

◇登記本店所在地及び日野工場	滋賀県蒲生郡日野町
◇本社・研究開発センター	滋賀県野洲市
◇東近江工場	滋賀県東近江市
◇東京支店	東京都中央区
◇大阪支店	大阪府大阪市
◇名古屋営業所	愛知県名古屋市
◇広島営業所	広島県広島市
◇福岡営業所	福岡県福岡市
◇仙台出張所	宮城県仙台市
◇OKM VALVE(M)SDN. BHD.	マレーシア スランゴール州
◇奥村閥門(江蘇)有限公司	中国江蘇省常熟市
◇韓国駐在事務所	韓国釜山広域市
◇ホーチミン駐在事務所	ベトナム ホーチミン市

(13) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
371名	14名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
265名	10名増	42.9歳	11.6年

(注) 上記従業員の他に、臨時雇用者としてパートタイマー・人材派遣人員が37名おります。

(14) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社滋賀銀行	260
株式会社三菱UFJ銀行	137
株式会社国際協力銀行	81
株式会社みずほ銀行	60

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- ①発行可能株式の総数 13,000,000株  
 ②発行済株式の総数 4,558,200株（自己株式155,048株を含む）  
 ③株主数 3,679名  
 ④大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
有限会社クローバー通商	458,500	10.41
OKM従業員持株会	365,340	8.29
奥村晋一商会株式会社	290,400	6.59
奥村芳  榎	185,850	4.22
NOMURA CUSTODY NOMINEES LIMITED OMNIBUS-FULLY PAID	176,500	4.00
株式会社滋賀銀行	158,000	3.58
奥村勇  樹	121,540	2.76
奥村俊  慈	112,230	2.54
株式会社K A & Y	85,000	1.93
須田美  奈  子	80,810	1.83

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（155,048株）を控除して計算しております。  
 2. 持株比率は、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員の新株予約権等の保有状況（2026年3月31日現在）

- ・新株予約権の数 400個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 4,000株（新株予約権1個につき10株）
- ・当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（812円）	2020年9月29日 ～2028年7月28日	200個	1名
社外取締役 （監査等委員）	第2回（1,318円）	2021年10月1日 ～2029年7月31日	200個	1名

（注）取締役（社外取締役を除く）が所有している新株予約権の個数には使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	奥 村 晋 一	社長執行役員
取締役	木 田 清	上席執行役員管理統括本部長
取締役	福 地 正 晴	上席執行役員 滋賀事業所長 兼 技術本部長 (品証・生産統括本部管掌)
取締役 (常勤監査等委員)	谷 口 登	—
取締役 (監査等委員)	西 村 猛	西村公認会計士事務所代表 株式会社レオクラン社外監査役 監査法人京立志包括代表社員
取締役 (監査等委員)	菅 野 秀 夫	ダイハツインフィニアース株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査等委員西村猛氏及び菅野秀夫氏は、会社法第2条第15号に定める監査等委員である社外取締役であります。
2. 監査等委員西村猛氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員西村猛氏及び菅野秀夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、谷口登氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
木 田 清	取締役上席執行役員 管理統括本部長	取締役常務執行役員 管理統括本部長 兼 営業統括本部管掌	2026年4月1日

6. 2025年6月26日をもって取締役村井米男氏（取締役会長）及び取締役杉野博昭氏（監査等委員）は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役の報酬等

##### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会の決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を以下のとおり定めております。

1. 当社の持続的な企業理念の向上に資する報酬体系であること。
2. 当社の企業理念を実践する優秀な人材を取締役及び執行役員として登用できる報酬体系であること。
3. 独立性、客観性、透明性及び合理性の高い報酬制度とし、株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる内容であること。

なお、取締役会の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会もその結果が決定方針に沿うものであると判断しております。

##### ② 取締役会の報酬についての株主総会の決議に関する事項

2019年6月27日開催の第58期定時株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、年額3億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名であります。また、監査等委員である取締役の金銭報酬の額は年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

##### ③ 取締役会の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

監査等委員である取締役を除く取締役の報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会の決議により決定しております。なお、報酬諮問委員会の委員の構成は社外取締役を過半数とし委員長は社外取締役が務めております。監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く。)	84	72	12	4
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	31 (16)	31 (16)	—	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	116 (16)	104 (16)	12 (—)	8 (3)

(注) 1. 取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬を支給しております。なお、業績連動報酬は前連結会計年度の経常利益の5%相当額を役員別のポイントにより案分して決定することとしております。なお、業績連動報酬の支払基準につきましては、以下の上限と下限を設定しております。

上限：対象役員の固定報酬合計額×(従業員の前年賞与支給月数×2)

下限：従業員の賞与支給月数が2カ月未満の場合は0とする

2. 業績連動報酬等の額の算定に用いた会社業績指標の選定の理由は、子会社を含めた当社グループ全体の業績を報酬に反映させるためであります。なお、当該業績指標に関する実績額は740百万円でありました。

3. 上記支給人員には、2025年6月26日開催の第64期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役(監査等委員であるものを除く。)1名及び監査等委員である取締役(社外取締役)1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

監査等委員西村猛氏は、西村公認会計士事務所代表であり、株式会社レオクランの社外監査役に就任しております。また、監査法人京立志の包括代表社員を務めております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

監査等委員菅野秀夫氏は、ダイハツインフィニアース株式会社の社外取締役に就任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

② 主要取引先等特定事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況  
 (1) 社外役員の子な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査等委員会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査等委員会における発言 その他の活動状況
監査等委員 である 取締役	西村 猛	15回／15回 (100%)	15回／15回 (100%)	公認会計士及び税理士資格を有する財務、税務の専門家としての豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外役員として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査等委員 である 取締役	菅野 秀夫	11回／11回 (100%)	11回／11回 (100%)	監査等委員である取締役就任後に開催された、取締役会及び監査等委員会各11回全てに出席しました。他の上場企業の経営部門の取締役としての豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、社外役員として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(2) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員 である 取締役	西村 猛	取締役会や監査等委員会において、当社の対処すべき課題等に対して、財務・税務の専門家としての豊富な業務経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
監査等委員 である 取締役	菅野 秀夫	取締役会や監査等委員会において、当社の対処すべき課題等に対して他社の取締役の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び監査等委員会が同意した理由
- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 39,900千円
  - ② 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 -千円
  - ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 39,900千円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の内容、前事業年度の監査実績と監査報酬、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

2. 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務を委託しておりません。

### (4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社であるOKM VALVE(M)SDN.BHD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。なお、当社の子会社である、奥村閥門（江蘇）有限公司は当社の会計監査人と同一のネットワーク（Ernst & Young）に属する組織による監査を受けております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程及び「オーケーエムグループコンプライアンス・マニュアル」を定め、子会社にも必要な規程及び同マニュアルについては適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程等の制定や改廃を行う。
  - イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
  - ウ. 代表取締役社長を委員長とする人権・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発・推進活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努めることにより、コンプライアンス意識改革に取り組む。
  - エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当部署を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長、監査等委員会にその結果を報告する。
  - オ. 各種監査は、法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する不適切行為等（以下、「不適切行為等」という。）が存在するリスクがあることを念頭に置いたうえで実施する。
  - カ. 不適切行為等を早期に発見し是正するため、「内部通報者保護規程」に基づき、当社の取締役及び使用人、当社の退職者及び当社の取引事業者の使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
  - キ. 発生した不適切行為等に対しては、原因・背景分析に基づく再発防止策を着実に実行し、根本的解決を図る。
  - ク. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
- イ. 「情報セキュリティポリシー」「情報システム開発規程」「情報システム運用規程」「情報システム管理規程」「特定個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱基本方針」を整備し、重要情報の取り扱いの安全性を確保する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
- イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
- ウ. 取締役会の諮問機関として指名諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、指名諮問委員会、報酬諮問委員会は、取締役等の指名及び報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
当社の取締役及び使用人は、子会社の取締役及び使用人より、当該子会社における職務執行状況及び業務の状況について定期的に報告を受ける。
- イ. 当社子会社管理  
「関係会社管理規程」に基づき、当社海外法人管理部を当社子会社管理の主管部門として、関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
- ・当社子会社の経営状況の把握
  - ・当社子会社における内部統制システムの整備・運用
  - ・当社子会社の重要なリスクの把握
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告に係る内部統制については、会社法関連規則の他、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性を確保する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
- イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。

- ⑧ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。
- ⑨ 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ウ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記方針に基づき内部統制システムの整備を行い、その適切な運用に努めております。当期において実施いたしました内部統制上重要と考える主な取り組みは以下のとおりであります。

### ① コンプライアンス

当社は、人権・コンプライアンス委員会を設置し、法令及び社内ルールの遵守状況、コンプライアンスを大切にする風土づくりなどの審議を行いました。さらに、内部通報制度の運用により、通常では露見しがたい情報の取得に努めて、通報があった場合は速やかに対応しております。当事業年度では、人権・コンプライアンス委員会を6回開催いたしました。また、従業員全員を対象にした外部講師による研修会を1回実施いたしました。

### ② リスク管理

当社のコンプライアンス規程、業務分掌規程や職務権限規程に従い、各取締役が担当の業務分掌範囲について責任をもってリスク管理体制を構築しております。また、経営環境の変化により突発的に発生する損失・危機のリスクについても経営会議・取締役会等で速やかに審議し、必要な措置を講じております。

### ③ 取締役の職務執行の管理

当社は、経営上の重要な案件について定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時の取締役会を開催し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行の報告が行われ、年間を通して全役員が出席して効率的に行われております。当事業年度中取締役会は15回開催し、役員の出席率は100%でした。

④ 子会社管理

子会社管理につきましては、本社関係部署を交えたWeb会議にて海外子会社連絡会議を毎月開催し、各子会社の経営状況（業績、営業・生産状況、トラブル・クレーム等の情報）の報告を受けております。当事業年度は12回開催いたしました。それ以外に、子会社より相談、あるいは、協議が必要になった場合には、適時に本社窓口である海外法人管理部にて連絡を受け、必要に応じて他部署と連携のうえ、Web会議等により情報を共有し、対応をしております。

⑤ 監査等委員会、内部監査

監査等委員による監査体制については、監査業務を効率的、効果的に行うために内部監査室の監査結果の活用（定例会による監査報告等）、会計監査人との連携（半期毎に監査報告を受け意見交換会等）の相互補完を行っております。取締役会の他重要な会議にオブザーバーとして参加出席し、業務執行等の報告を受けるとともに、意見陳述を行う機会を確保しております。なお、監査等委員会は、当事業年度中15回開催いたしました。

内部監査室では、期初に策定した内部監査年間計画に従い、当該事業年度中におきましては全部署の内部監査を往査にて計画どおり実施いたしました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」については、全社的な内部統制の状況及び重要な業務プロセスの整備・運用状況についての評価を行い、評価結果を代表取締役社長、取締役会、監査等委員会へ報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の基本方針については、特に定めておりません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金を株主への利益還元として経営上の重要課題と位置付けております。当面の業績動向に加え、新技術・新製品の研究開発投資、業容の拡大に伴う設備投資、優秀な人材の獲得、借入金の返済のための資金ニーズにも対応すべく内部留保の充実を図りつつ配当の継続性、安定性にも十分留意し実施したいと考えております。これらを勘案しつつ、連結配当性向として概ね30%を目途に配当金額を決定することを基本方針としております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり55円といたしました。なお、配当金の支払開始日につきましては、2026年6月10日を予定しております。

# 株主総会会場ご案内

会場

滋賀県野洲市市三宅446番地 1  
本社・研究開発センター 4階 会議室

交通

JR琵琶湖線野洲駅  
北出口より徒歩約12分

